国土交通省・観光庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

目次中「武力攻撃事態等対策本部等」を「事態対策本部等」に、「国土交通省・観光庁武力攻撃事態等対策本部」を「国土交通省・観光庁事態対策本部」に改める。

第１章第２節９の１つめの○中「武力攻撃事態等対策本部長」を「事態対策本部長」に改める。

第２章第４節の１つめの○中「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に改める。

第３章第２節１中「武力攻撃事態等対策本部等」を「事態対策本部等」に改める。

第３章第２節１の１つめの○中「武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）」を「対処基本方針（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第９条第１項に規定する対処基本方針をいう。以下同じ。）」に改める。

第３章第２節１の２つめの○中「武力攻撃事態等対策本部員」を「事態対策本部員」に改める。

第３章第２節２中「国土交通省・観光庁武力攻撃事態等対策本部」を「国土交通省・観光庁事態対策本部」に改める。

第６章の２つめの○中「国土交通省文書管理規則（平成13年国土交通省訓令第２号）等」を「国土交通省行政文書管理規則（平成23年国土交通省訓令第25号）等」に改める。

国土地理院国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく国土地理院の国民の保護に関する計画（国土地理院国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成 28 年３月 29 日　　国土地理院長　越智　繁雄

国土地理院国民保護計画の一部を次のように変更する。

目次中「武力攻撃事態等対策本部等」を「事態対策本部等」に、「国土地理院武力攻撃事態等対策本部」を「国土地理院事態対策本部」に改める。

第１章第２節９の１つめの○中「武力攻撃事態等対策本部（以下「政府対策本部」という。）長」を「事態対策本部（以下「政府対策本部」という。）長」に改める。

第３章第２節１中「武力攻撃事態等対策本部等」を「事態対策本部等」に改める。

第３章第２節１の１つめの○中「武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）」を「対処基本方針（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第９条第１項に規定する対処基本方針をいう。以下同じ。）」に、「国土交通省・観光庁武力攻撃事態等対策本部」を「国土交通省・観光庁事態対策本部」に改める。

第３章第２節２中「国土地理院武力攻撃事態等対策本部」を「国土地理院事態対策本部」に改める。

気象庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく気象庁の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成 28 年３月 29 日　　気象庁長官　西出　則武

気象庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

目次第３章第２節１中「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に改める。

目次第３章第２節２中「気象庁武力攻撃事態等対策本部」を「気象庁事態対策本部」に改める。

第１章第２節９中「武力攻撃事態等対策本部長」を「事態対策本部長」に改める。

第２章第４節中「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に改める。

第２章第７節２つ目の○中「緊急時予測システム、」を削る。

第３章第２節１の見出し中「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に改める。

第３章第２節１の１つ目の○中「武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）」を「対処基本方針（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第９条第１項に規定する対処基本方針をいう。以下同じ。）」に改める。

第３章第２節１の２つ目の○中「国土交通省武力攻撃事態等対策本部」を「国土交通省・観光庁事態対策本部」に改める。

第３章第２節２の見出し中「気象庁武力攻撃事態等対策本部」を「気象庁事態対策本部」に改める。

第３章第２節２(1)の見出し中「気象庁武力攻撃事態等対策本部」を「気象庁事態対策本部」に改める。

第３章第２節２(1)の１つ目の○中「気象庁武力攻撃事態等対策本部」を「気象庁事態対策本部」に改める。

第５章２つ目の○中「気象庁文書管理規則（平成13年気象庁訓令第９号）」を「国土交通省行政文書管理規則（平成23年国土交通省訓令第25号）」に改める。

海上保安庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく海上保安庁の国民の保護に関する計画（海上保安庁国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成 28 年３月 29 日　　海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

目次中「武力攻撃事態等対策本部長」を「事態対策本部長」に改める。

第１章第２節(1)中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

第１章第２節(5)中「第25条第１項」を「第22条第１項」に改める。

第１章第３節８中「武力攻撃事態等対策本部長」を「事態対策本部長」に改める。

第３章第１節１中「長官は」の下に「、武力攻撃事態等において」を加える。

第３章第１節１中「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に、「海上保安庁武力攻撃事態等対策本部」を「海上保安庁事態対策本部」に、「管区海上保安本部武力攻撃事態等対策本部」を「管区海上保安本部事態対策本部」に改める。

環境省国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく環境省の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成 28 年３月 29 日　　環境大臣　大塚　珠代

環境省国民保護計画の一部を次のように変更する。

総論３．定義を次のように改める。

３．定義

この計画において使用する用語は、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）及び国民保護法並びにこれらの法律に基づく命令並びに国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）において使用する用語の例によるものとする。

第１章第２節１．(1)設置を次のように改める。

(1)　設置

○　環境大臣は、武力攻撃事態等において、政府に事態対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合には、直ちに、本省に環境大臣を長とする環境省国民保護対策本部（以下「省対策本部」という。）を設置する。